

琉球大学学術リポジトリ

沖縄返還協定実施準備・請求権関係

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43691

1.
請求権問題に関する調査

電信課長

機密表示 (極秘・秘の朱印) 7X1	符号表示 暗 略 平	※ 総第 26 135 号
	※ 第 188 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発
	大至急 至急 普通 LTF	※ 発電係 2

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和 年 月 日 起案者 電話番号 2464
協議先	条約課長 大使 臨時代理大使	あて 外務大臣 発
電 在 転 報	大使 総領事	臨時代理大使 代理 あて
件名	返還協定に因る損害賠償 冲繩返還協定との関連で 当方国会 説明の参考としていたので 下記の点につき 民 政府法務部等にレカ子へく 照会の上 回 電ありたい。 結果	

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

1. いわゆる Foreign Claims Act の 対象となる事件につき 本 Act のよす。 関係米軍人等を被告として 直接琉球政 府裁判所 又は 民政府裁判所に 損害賠 償請求の訴を提起することかゝるべきか。提起 できない場合、又は提起し得ても却下さ れることとなる場合 その理由如何。(大旋 及 其 他 法 規) 領行政命令 又 10 節等裁判関係の布告・布 令を見限りれば 上記の関係は必ずしも 明らかでない。]
2. Foreign Claims Act の一応 解決をみた事件につき、後日 かつ 解 決を不満として 上記の訴を提起し得 るか。できない場合 その理由如何。 (3)

GB-3

外務省

次受へ

写
済

外務省

۴۴

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平	※ 総第 13 080 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 46.7.13 16.52
※ 第 205 号	※ 大至急・ 至急 ・普通・LTF	※ 発電係 小・下	
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課 (室) 名 アメリカ局北米第一課	起案 昭和 46 年 7 月 12 日
協議先 条約局長 条約課長 法規課長	起案者 高瀬 (電話番号 2464)		
在 高瀬 大使 総領事	臨時代理大使 あて 木村 大臣 発		
電 在 大使 報 総領事	臨時代理大使 あて 代理		
件名 沖縄住民の請求問題に関する調査 (訓令)			
※ 年 1 月 21 日 付 貴信 水 43 号 に関し、			
臨時国会対策上 必要につき、講和前人身傷害及び			
物的損害補償に関する住民の請求受理の経緯等を			
次の諸点に沿い更に調査の上、結果至急回電ありたい			
1. 講和前補償請求の審議のための米琉合同委員会 (いわゆる			

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

2-

キャラウェイ委員会)の発足と決めた1961年4月6日付キャラウェイ
声明によれば、同委員会の審議の対象たる住民の請求は、
前年春、土地諮問委員会から高等弁務官に提出されて
いたものということになるが、キャラウェイ委発足後67年の
布令60号発出迄の間に住民の請求が追加的に受理
提出され、
されたいことはないか。

2. 冒頭貴信1(2)によれば、本件に関する琉政の調査
は1955年12月に開始され、申請書の受理は59年3月
から6月末まで行われた趣のところが、~~受理は~~申請書の
~~受理は~~4ヵ月足らずで打ち切られたという意味か。
あるいは55年の調査開始以降、関係住民としては実質的
には3年半余りの期間に亘り、自己のケースを当局に対し
する機会が与えられず、あるいは、
提起し得たという意味か。

3. 本件請求の取りまとめは米側が直接行ったものでは
なく、琉政、市町村、講和前補償獲得期成会、

GB-3

外務省

漢

写
済

342

← }
土地諮問委員会等が主としてこれに当った模様のことろ。請求取りまとめの具体的段取り(申請受理期間、パブリシター等)は、これら琉球側諸主体間で如何にして決定されたものか。

4. 琉政、市町村と講和前補償獲得期成会、土地諮問委員会との関係如何。 1955年に琉政が調査を開始した趣のことろ。右調査と日本側見舞金10億円に関する見舞金処理委員会の活動との関係如何。

131

(部の内 号)

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

大政事外外儀官

務務典房

次次典房

臣官官審審長長

儀総入電厚計

書文会営給

調査長領移長

参企析調

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

参明庶査移

71 年 7 月 22 日 16 時 44 分
71 年 7 月 22 日 16 時 50 分

沖 縄 米 北 /
本 省 着

外 務 大 臣 殿 高 瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

おきなわ住民の請求問題に関する調査 (回答)

第 787 号 略 至急

貴電米北 / 第 205 号に関し

2 / 日スズキをしてりゆう政土地業務課アサト補償係長、
陸運課幸地係長 (/ 960 年当時の担当者) にちよう取せ
しめた結果次の通り。

1. (冒頭貴電 / 以下同じ)

キヤラウエイ委発足後に住民の請求が提出された例は多数
あるが、りゆう政はこれを締切り後であるとして却下した。
ただし、例外として同委で審議中に委員提案として追加
提出し受理されたもの 2 件がある。

2. りゆう政は / 955 年、58 年の 2 回にわたり調査を
行なつたが、この調査は不十分であつたため、対象範囲、
補償額算定基準、申請様式等を決定した上 59 年 3 月に統
一的な調査を行なつたものである。その際これ以前の 2 回
の調査は参考として利用したものであり、実質的には相当
長期の申請受理期間があつたと解してよい。またりゆう政
は 59 年 9 月、同年 / / 月に再調査を行なっているが、こ

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

れは 3 月の調査の証拠集のためであり、新たな申請受付
けは行なっていない。

3. 請求取りまとめはりゆう政が主体的に方針を決定し市
ちよう村に依頼して行なつたものであり、この決定に他の
団体はかい入していない。講和前補償獲得期成会は人身障
害及び死亡事案には殆んどタッチしていない。

4. りゆう政、市ちよう村、講和前補償獲得期成会の関係
は上記 3. の通り。人身障害及び死亡は日本側見まい金の
対象となっていないため見まい金処理委員会とは無関係で
ある。

(了)

- 2 -

漢

(回覧番号)		外務省電信案 (分類)	
機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 <u>略</u> 平	※ 総第 <u>14 207</u> 号	
<u>無期限</u>	※ 第 <u>258</u> 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 発 <u>46.9.14 19.05</u>	
	大至急・ <u>至急</u> ・普通・LTF		※ 発電係 <u>○</u>
夫 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米米課長	主管局部課 (室) 名 アメリカ北米米課 起案 昭和 46 年 9 月 14 日 起案者 <u>加藤</u> 電話番号 <u>2465</u>	
協議先	条約課長	法規課長	その他
大使 在 <u>沖縄 高瀬</u> 総領事	臨時代理大使 代理	あて <u>佐藤 外務大臣</u> 発 (臨時代理)	
電 在 転 報	大使 総領事	臨時代理大使 代理	あて
件名 沖縄の請求権問題に関する資料収集 訓令 (訓令)			
553 沖縄の返還協定の国会審議の準備の一環として いわゆる請求権問題に関する現地法制につき若干の疑問点 を解明するとともに現在の請求処理手続につき必要な資料 (23日)まで 及び大蔵省 を入手するため、20日(日)より数日間、本省担当官を貴地に (本館の留保等については追電する) 出張せしめる予定の(23)同担当官の貴地滞在が短期間で			

(昭和四二・七一 改正)

GB-1

No. 2

あることに鑑み、次の諸問題に関する資料を同担当官の貴地滞在中にこれに手交することを目途として至急取りまとめおくよう貴代表部より予め琉政法務局に要請しおかれたい。

1. 土地裁判所に対する訴願の実態

従来の訴願件数が比較的小数の場合は訴願書および裁決書の写を取りまとめ受領し得れば十分なるも然らざる場合は、以下の諸点を簡単に取りまとめた資料が必要と考えられる。なお、土地裁判所関係資料には、その前身たる琉球列島米国土地収用委員会および琉球列島米国民政府土地裁判所に関する資料も含めるものとする。

- (イ) 過去における毎年の訴願件数
- (ロ) 請求が認められた件数
- (ハ) 現在審理中の件数
- (ニ) 現在までに却下された件数
- (ホ) 上記 (イ) をいし (ニ) のそれぞれにつき訴願の主たる

GB-3

外務省

No. 3

内容（例えば、布令20号に基づく土地の収用に関し適正補償の多寡を問題にしたもの、軍用地の賃借料に関し特殊地域の指定を求めたもの、地上物件の喪失等土地の使用に関連して土地以外の財産をいし利益につき生じた損害に対する補償を求めたもの、沿岸漁業権の侵害につき補償を求めたもの等）

(ハ) 上記(ニ)につき却下された理由

(ト) 布令20号3項のいう「米軍損害賠償請求手続」は、いわゆる外賠法を指すものと思われるところ、外賠法を根拠として土地裁判所に訴願を提起し得るか。また、その実例如何。

2. 漁業補償請求の実態

土地裁判所に訴願係属中の漁業補償請求事案17件（上訴中のものを含む）のそれぞれにつき

(イ) 琉球漁業法に基づき付与された漁業権の及ぶ水域

No. 4

と米軍の演習水域の重複の有無。

(ロ) 重複する場合については、演習水域の設定と琉球漁業法上の漁業権の設定のいずれが時期的に先行したか。

(ハ) 演習水域の設定が先行している場合、これと重複する漁業権が敢えて設定された理由如何。

3. 入会補償請求の実態

(イ) 戦前戦後を通じ沖縄の国県有地につき入会慣行の存在が裁判で認められた事例の有無。

(ロ) 入会補償が現在問題とされている地区の名称。

(ハ) これらの地区につき入会慣行をいし入会権の存在を主張する具体的な根拠。

(3)

秘密表示（朱印）

~~秘~~ 期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	1	2	
付			
属	付属添付		

発送日	昭和46年9月16日
処理日	
発信	タイプ
校 査	

* 秘密標準（赤色）

文書課長

公 信 案

（分類）

公 信 番 号	米北1 第 222 号	公 信 日 付	昭和 昭和46年9月16日
大 臣	主 管	起 案	昭和46年9月14日
政 務 次 官	アメリカ局長	起 案 者	加藤 2465
事 務 次 官	参 事 官	電 話 番 号	
外務審議官	北米カー課長		
外務審議官			
官 房 長			
協 議 先	条 約 課 長	法 規 課 長	
受 信 者	沖繩復帰準備委員会日本政府代表 高 瀬 大 使	発 信 者	佐藤外務大臣 臨時代理
写 送 付 先		（希望発送日）	月 日
件 名	沖繩の請求権問題に関する調査 米北1		
GA-2	外 務 省	回覧番号	

16

5

米北1 第 222 号
昭和46年9月14日

沖繩復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

（件名）

沖繩の請求権問題に関する調査 ~~米北1~~

引用公・電信
日付・番号

（米北1）
往電 米 258 号

9月20日からの本省および大蔵省担当官の貴地における調査においては、冒頭往電の諸項目と一部重複する点はあるも、概ね別紙の質問事項を中心として琉政法務局の見解を聴取せしめる予定につき、貴代表部より有説明の上、別紙を琉政法務局に手交する

* 付属添付 ☒ 付属空便 ☐ 付属空便（DP） ☐ 付属船便 ☐ 付属船便（貨） ☐ 付属船便（郵） ☐

GA-21

外 務 省

※印は文書課記入

とともに各貨向項目につき予め検討方を請しお
か
れたい。

別紙添付

法 裁

秘
無 期 限

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

大政事外外儀官
務務 典厚
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚

書文会営

調 参企析調

領移 参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西

参北北保

参一二

欧 参西東洋
西東

近ア 参書近ア

長 次総経国

長 参貿統国

経 参政技一里

協 国企二

長 参条協規

国 参政経科

長 軍社專

青 参道内外

文 一二

総 番 号 (TA) 49053
71 年 9 月 23 日 時 18 分
71 年 9 月 23 日 時 30 分 本 省 着

主 管
発 着

外 務 大 臣 殿 高 橋 大使 臨時代理大使 総領事 代理

りゆう政保管の請求権関係資料のコピー作成(りん請)

第1016号 略 至急

1. 当地滞在中の本省担当官をしてりゆう政法務局土地業務課長に当り調査せしめたところ、先般来ちゆうした共産党調査団が、同課保管の講和前人身財産関係補償の請求書(布令60号関係)728まい、りゆう政取扱いの講和前人身財産関係補償請求書(外賠法関係)759まい及び講和前人身補償もれに関する補償請求書380まい、合計867まいに上る請求書類のコピーを作成の上、持ち帰ったことが確認された。

2. よつて、上記担当官より土地業務課長に対し、本件請求書のコピー作成につきりよう承を求めたところ、今般りよう承を得るに至った。ついで、地元業者に委しよの上、早急にりゆう政庁しゃ内で本件コピー作成作業を施することと致したいので、右作業の実施及び必要経費00ドル(見積書空送)の支出につき御りよう承願いた。

3. なお、社会、民社、公明の各党調査団による資料収

外 務 省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

振りについてはりゆう政関係者に当り調査せるも、特に注目すべきものはなく、社会党調査団が復元補償もれ軍用地(返かん協定4条3項関係)の面積、請求総額等に関する資料及び人身、財産関係補償請求一らん表(入手済)をりゆう政法務局より持ち帰つたに過ぎない模様である。(了)

外 務 省

沖縄の請求権問題に関する現地調査に

ついて(報告)(大蔵省鈴木事務官と打ち合せ済)

46. 9. 27

条規鈴木

軍用地関係を中心とする布令布告等につき米側の

見解を聴取するとともに請求権問題に関する最近の現地の

動きにつき琉政等の見解を訊し併せて各野党調査団の現地

における資料収集振りを調査するため大蔵省主計局法規課

鈴木(三也)事務官 および条規鈴木は 9月20日から同23日

迄(大蔵省鈴木事務官は24日迄)沖縄に出張したとつゝその

調査報告下記の通り。

記

I. 日程

9月20日

正午 : 到着

午後 : USCAR 渉外局に Clark 局長を往訪。同局長

多忙のため Campbell 次長と日程打ち合せ

対策庁現地事務局(国場ビル)にて 山本(大蔵)

鈴木(施設)、仲山(警察)および睦地(法務)各

担当官より請求権問題に関する琉政の動き並びに

各野党現地調査団の資料収集振りにつき説明

聴取

9月21日

午前 : 琉政法務局に新垣土地業務課長 安里補償係長

および神山調査係長を往訪の上 9月20日付要請書

(いわゆる15項目)に関する琉政の見解を聴取し併

せて各野党現地調査団の資料収集振りにつき

説明を聴取

午後： USCAR法務局に Green 法務局長 Eisenstein
法務課長(土地裁判所判事) Sheehan 土地課長
(財産管理官) および Long (地区工兵隊) を往訪し
あが方の Questionnaire に因る見解を聴取

9月22日

午前： 軍用地地主会連合会に仲間総務課長を往訪し
協定署名後に新たに提起された各種補償請求
につき見解を聴取するとともに各野党現地調査団
の資料収集振りにつき説明を聴取

午後： 琉政水産部に垣花部長を往訪し、漁業補償
請求新願の実態につき説明を聴取

琉政法務局に新垣土地業務課長、空里補償
係長および神山調査係長を往訪し前日の会談
続行

9月23日

午前： 軍用地地主会連合会に石少川事務局長および
仲間総務課長を往訪し、土地裁判所訴願
事案の今後の取扱い振りにつき意見交換

琉政法務局に新垣土地業務課長を往訪し
請求書関係資料(共産党調査団が持参した
もの)のコピー作成作業につき最終打合せ

午後： USCAR法務局に Green 法務局長等を往訪し
前々日の会談を続行

夕刻： 出発

II 報告事項要旨

1. 通損補償と現地法令の関係

(1) いわゆる「通損補償」として現地側が問題にしている

各種損害補償請求が沖縄に適用ある米国の法令をいし

現地法令に照らし救済され得る性格のものが、換言すれば、

返還協定才4条2項の対象たり得る性格のものは一概

に断定し難いというのが USCAR 法務局関係者との意見交換

から得られた結論である。

(2) 米側関係者の説明によれば、軍用地の取得に伴い

当該土地所有者ないし近隣の関係者に財産的権利の侵害

が生じた場合は、すべてその損害を補償し得るというのが

布令20号、布令19号および外賠法等により確保される原

則だということになり、また、そのための補償請求の手續は

土地裁判所に対する訴願の提起、ないし外賠法に基づく

請求の提起だということになる。この意味において、現行の

法制は、少くとも法制自体としては、軍用地の取得に伴う

通常損害に対する補償の可能性を排除しているものでは

ない。

(3) それでは、実際の問題として、賃借料の支払および

地上物件の補償に加え、いわゆる通損補償支払の可

能性があるかといえ、この点に関する米側の見解は、

~~必ずしも明らかでない。~~

~~否定的である。~~ (1) 先ず、離作補償は、土地借賃安

法に基づき農地を農地として評価の上、所定の賃借料を

支払っている以上、観念的には同賃借料に既に含まれて

いるというのが米側の見解であり、現行法制が法制自体

として、離作補償を排除していないとする上記(1)の米側の

説明も専らこの意味である。従って、いわゆる離作補償が

本土の場合に行われる当初3年間の農業収入の支払や農

器具等の売却損の補償の如く、賃借料とは別に支払わ

れるべき補償を意味するのであれば、かかる補償は行われ

れ得ないことになる。この点につき、米側は、農地を農地

として評価の上、所定の賃借料を支払えば、当該土地

所有者は、他の適当な農地を賃借し農業を継続し得る

から農業収入の喪失や農器具の売却という問題は起る

ない筈だとの見解を固執している。(ロ)次に、残地補償

については、占領中の軍用地取得から残地の問題が生じた

ことはあるにしても、これに係る補償問題は平和条約が

19条により解決済みであり、他方、講和後の軍用地新規

接收に当っては、残地を生じぬよう十分配慮しており、従来

この種の補償請求の事例にも接していないが、仮に現行

法制の下でこの種の損害が現実に発生すれば、布令20号

が3項が補償の根拠となろうというのが米側の見解で

ある。もっとも、地形として残地が出現したこと自体は

当然には財産的損害とは看做されず、道路沿いの残地

については、地価の decline よりはおし enhancement と

看做し、元素財産的損害ではないと考えられる場合が

多いとの可成り恣意的な見解も併せて示されたから、実際

の問題としては、残地補償請求につき根拠ありとの

判断が示される可能性は^(必ずしも大きくない)受_しと思われる。なお、

講和後に残地の生じた事例がほとんどないとの実態は琉政

もほぼ同意見であるが、琉政によれば、ミサイル基地等への

access road 沿いには多少の残地が有り得る由であった

(1) 水利補償については、占領中にはかかる事例があった

ことは認めるが、損害補償の問題は平和条約第19条により

解決済みであり、また、布令60号に基づく講和前補償の

支払も行われており、他方、講和後の軍用地取得に当た

は、水路の迂回、代替水利施設の建設等によりかかる

問題の発生を回避するよう十分配慮しているが、何に

かかる損害が現実に発生すれば、布令20号第3項をいレ

外賠法が補償の根拠となろうというのが米側の見解

である。もっとも、砂糖きびやパイナップルの如き畑作の

cash cropの方が水田耕作よりも経済的に有利な沖縄

では、水田に対する水の供給が失われることは必ずしも損害

とは看做し得ないとの可成り恣意的な見解も併せて示さ

れたから、水利補償が実際に認められる可能性は

必ずしも大きいとは云えないものと思われる。しかし、慶佐

次通信施設の建設に伴う東村の水利損害については

外賠法に基づき補償が行われた事例がある模様

であり、この点は注目に値する。(三) 最後の隣接財産の

補償については、損害の及ぶ可能性のある隣接財産を直接

権利設定の対象としてかかる問題の発生を回避する方法

もあるが、然らざる場合でも、外賠法ないし布令20号の項

により補償が行われ得るというのが米側の見解である。

(4) 上記(2)の原則論及び(3)の实体論を併せて着之れば、

いわゆる通損補償請求は現行法制に照らし理論上

救済の余地なきものと断定することは困難であると同時に、

実際の問題として救済の見通しがあると明言することも

また困難と云わねばならず、要するに土地裁判所に対

する訴願ないし外賠法上の請求として実際に試みて

見なければ最終的結論は得られないということになる。

しかるに従来通損補償に関し、土地裁判所に訴願が提起

されたことはなく、外賠法に基づくこの種の請求もほとんど

先例がないので、この点の結論は不明であり、他方、かかる

訴願ないし請求を今後行なう余地があるかといえは、

先に見た通り、損害の事例が大多数の場合、講和前の

時期に属すること、鑑み、^{可成り問題が多い}消極に解すべきものと思わ

れる。

2. 入会補償と現地法令の関係

入会補償については、USCAR法務局関係者は、(イ)

米國に入会なる觀念がなく、これが保護されるべき権利

ないし利益に当るか俄かに判断し難いこと、および

(ロ) 従来かかる補償が現実に米国に対して問題と

されたことがないこと、の両方に鑑み、具体的な事例

が示されない以上、かかる補償請求が現地法令上

救済され得るか否かの点につき見解を表明し得ない

との態度に終始した。

3 請求権に関する琉政の15項目の要請

琉政が9月20日付にて明らかにした請求権15

項目(対米6項目、対日9項目)につき、琉政法務局土地

業務課関係者と意見交換せるところ、気付きの点次の通り。

(1) 土地裁判所訴願案件たる漁業補償請求および

軍用地賃借料増額請求につき、これらが同裁判所の

管轄に属しないとの見解が琉政により新たに打ち

出されている。この点、既に読谷漁協の漁業補償

請求が土地裁判所により実質審理の上棄却され

現に上訴中であること、石川市および那覇市等の軍用

地賃借料増額請求訴願が実質審理の上勝訴の

裁決を得ていること等の実績と真向から矛盾するばかり

でなく、土地裁判所の事物管轄を殊更に狭く解釈

せんとする態度にも問題がある。琉政のかかる解釈

は、当方が説明を受けた限りでは、別に明確な論理

構成に基づくものではなく、むしろ、係属中の訴願を自主

的に取り下げれば、返置協定が4条2項に基づく米側

の処理から外れ、直ちに日本政府による国内補償措置

を要求し得る地位に立ち得ることとなるのだとの誤解に

基づく安易な政策的考慮によるものである。しかし、本年

8月26日付にて軍用地賃借料増額請求訴願につき裁却

の裁決を受けたコサ市、嘉手納村および北谷村が

上訴を行わずに国内補償要求を行なう方針を決定

したこと（軍用地地主会連合会の説明）、琉政水産部長

が当方に対し漁業補償訴願取り下げの可能性を

示唆していたこと等に鑑み、前記の如き琉政の解

釈の影響は軽視し得ないものがあると思われる。

(2) 今次の琉政の15項目の要請の1項目たる「未払

軍用地料等は、具体的には軍用地の収用に伴う補償

料で関係地主に未だ支払われていないものであり、その

総額は琉政法務局土地業務課によれば、本年

7月31日現在で 398,449.18ドルである。本件残高

の取扱いにつき琉政より米側に照会したところ、米側

は本年8月10日付にて琉政宛書簡を送付越し復帰

前に支払いを完了するよう最善の努力をすべき旨示唆する

とともに、それでも残る分については復帰直前に米国へ

引き揚げ、5年以内に支払を完了すべく更に努力する旨

明らかにした趣である。なお、契約による軍用地の

使用に伴う賃借料で未払のものは琉政の軍用地賃借

特別会計に保管されているものについては、最近議員

立法が立法院で成立し、現在の琉政の関係地主に対

する債務は復帰の日に沖縄県の債務となるほか当該

資金の管理運用の権限が軍用地地主会連合会に与え

られるとの趣旨が規定されている趣である。因みに、

前記特別会計の残高は本年度分の賃借料残高約

570万ドルを含め本年7月31日現在で6,465,311.31ドル

である(土地業務課調べ)。

(3) 琉政15項目の一つたる「軍用地業務に関する

手数料」は琉政の対米債権であり、金額的には

2〜3,000ドル程度の規模である(土地業務課調べ)。

(4) 布令60号の対象となるべき復元補償で種々の理由

により当時請求洩れとなった事案については、琉政、

地主会連合会のいずれもその金額的規模を把握

していない。(本件については講和前補償の際

いかなる期間、いかなる公示方法をもって請求を募った

かにつき準備委代表部で調査の上報告越すよう

手配しておいた。)

(5) 那覇軍港以外の海没地約9万坪の問題は

今般全く新規に提起されたものであるところ、その実態

は未だ琉政も十分把握していない。琉政法務局

関係者の意見としては、これら9万坪の海没地については

土地が存在するとの前提に立って復帰後も施設区域

として賃借料を支払い、関係地主への最終返還時に

復元補償の問題として処理するのがよからうとのこと

であったので、当方より、現実に水没している土地を土地

と看做せるかというものが法制上の問題があるほか

那覇軍港と同様水深が深ければ、異なる取扱いをする

理由も説明困難であろうとの感触を述べたところ

琉政関係者は、これら9万坪の海没地は大体は水深

も浅いと思うが、泡瀬および嘉手納は調査を要し

ようと述べていた。

(6) 解放された軍用地の復元補償完了後の利用

不能に基づく損害補償は、今般全く新規に提起

されたものであるところ、軍用地地主会連合会の試算によれば、

その総額は973,740.28ドルである。もっとも、右積算

の根拠については多々疑問がある。なお、本件補償

については、軍用地地主会連合会が本土政府に送付した

本年5月25日付要請においても触れられており、同連合

会では、本件が協定署名後に新たに提起されたもの

ではないとの立場をとっている。

(7) 解放軍用地の境界設定費は、琉政により今般

請求権問題の一環として提起されたが、本件は本質的

には沖縄の土地権利関係整備の問題であり、個々の

地主に対する境界設定費の支払により解決し得る問題

ではないと考えられる。

4. 各野党現地調査団の資料収集

本件の詳細については、現地警察関係の調査結果

に譲ることとするが、琉政、地主会連合会等より聴取した

結果からしても、注目すべきものは共産党現地調査団から

琉政法務局土地業務課からコピーを持ち帰った人身

傷害および財産損害関係資料（講和前、同資料および

講和後）に限られるものと考えられる。同資料について

は準備委代表部にてコピー作成の上、本省宛送付越す

よう手配済みである。

5. その他

(1) USCAR法務局関係者との意見交換の際、当方より、

漁業補償請求訴願を土地裁判所が受理し実質審理

を行っているのは如何なる根拠によるものかと質問した

ところ、Eisenstein同裁判所判事は、この種補償請求は

布令19号にいわゆる damages claimed…… under

commonly accepted principles of due process

in the law of eminent domainと考えられる旨答えた。

よって当方より更に、土地裁判所は読谷漁協のケースから

見ても明らかな通り漁業補償請求訴願につき管轄権

を有すると考えてよいかと質問したところ、同判事は、本件管

管轄につき DE が否定的立場をとっていること等を挙げ

明言を避けて you may draw your own conclusion

とのみ述べた。そこで最後に当方より、わが方としては

国会説明においては「同裁判所はその実績から見て、

漁業補償請求訴願につき管轄権を有すると考えている

旨述べる積りであるが、差し支えないかと質問したところ

同判事は結構であると述べた。また、当方より、国会

においては、漁業補償請求訴願および軍用地賃借料

増額請求訴願については土地裁判所が管轄権

を有し、目下審理中である旨説明する方針のところ、国会

に、土地裁がこれらを管轄権なしとして却下する場合

* なお Eisenstein 判事は、漁業補償請求 17 件中、渡嘉敷漁協の
ケースについては、ミサイル関係施設建設の過程で生じた短期間
の明確な損害でもあり、補償の可能性があることを示唆していた。

政府の立場は awkward なものとなるので、この点十分

配慮願った旨述べたところ、同判事は、本件の政治

的影響は十分承知していると答えた。*

(2) 土地裁判所に係属中の漁業補償及び軍用地

賃借料増額請求につき、現地で管轄権なしとの

観点から、これを国内補償要求に切り換えるとの動き

が生じていることは前述の通りであるが、かかる動きの

直接の原因は今次琉政 15 項目に示された同政府の

解釈であると思われる。しかし、琉政および土地連

関係者の説明からは、その意図が復帰対策の 3 次

要綱にもあるやうにうかがわれた。当方としては、かかる

現地の動きに鑑み、関係者が自から係属中の訴願

を取り下げ、あるいは上訴を諦めるということは

必要な国内施策の推進という観点から賢明でない

旨指摘しておいた。

(3) 通損補償を中心に布令布告の解釈を明らか

にするため、わが方が9月3日米側に手交した質問書

は、その後在京米大を通じ回答を早急取りまとめ方

要請しかいたしたにも拘らず、USCAR法務局は9月17日

に至り初めて受領した趣であり、当方の現地滞在

中には書面の回答は得られなかった。Green法務

局長は、本件回答の骨子を早急に取りまとめ、文書で

在京米大あて送付する旨述べていた。

秘密標記（赤色）

長課約条

参事官

法規課長

北米才一課長

秘

第 589 号
昭和 46 年 9 月 30 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所代
高 瀨 代

(件名)

請求権関係訴訟資料の送付

引用公・電信
日付・番号

往電才 1016 号

本件に關し、下記資料各ノ部別添送付す。

記

1. 講和前

(1) 布金 60 号に於て補償済み (計 8 部)

付属添付 ☐ 付属空便 (行) ☒ 付属空便 (DP) ☐ 付属船便 (貨) ☐ 付属船便 (郵) ☐

本信送付先：

本信写送付先：

省内写配布希望先:

G A-3-1

在外公館

2709

例の「今・ト」を「今」に↓
 現行の「今」に↓
 例の「今・ト」を「今」に↓

(1) 3c 7 (4-1)

 $(2) \quad (3) \quad (4-2)$

(3) 12 (4-3)

(4) $\frac{1}{8}$ (4-4)

(5) 傷害 (4-1)

(6) 17 (4-2)

(7) 18 (4-3)

(8) (8) (4-4)

(D) 布令60岁に於て補償津貼金(計12部)

(1) $3x \leq (1-6-1)$

$(1^2) \quad (2) \quad (1-6-2)$

(3) (2) (1-6-3)

(4) (8) (1-6-4)

(15) (18) (1-6-55)

(6) 12 (1-6-6)

GA - 4

外 修 省



米子へ来るは
10月12日。
又書信に依りて
行

(7) 同 (1-6-126 の追加分)

(8) 傷害 (1-4-1)

(9) 同 (1-4-2)

(10) 同 (1-4-3)

(11) 同 (1-4-4)

(12) 同 (1-4-124 の追加分)

2. 講和後

(1) 財産関係 (計 17 部)

(1) 1963 年

(2) 1964 年

(3) 1965 年 —

(4) 同 二

(5) 1966 年 (20-1)

(6) 同 (20-2)

(7) 1967 年 (20-1)

(8) 同 (20-2)

(9) 1968 年 (20-1)

(10) 同 (20-2)

(11) 1969 年 (30-1)

(12) 同 (30-2)

(13) 同 (30-3)

(14) 同

(15) 同

(16) 1970 年 (財産工)

(17) 同 (財産²工)

(18) 人身関係 (計 8 部)

(1) 1963 年

(2) 1964 年

(3) 1965 年

(4) 1966 年

5

(5) 1967 年

(6) 1968 年

(7) 1969 年

(8) 1969 年 ~ 70 年

合計 45 部

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 符号表示 暗 略 平 総第 07 203 号

※ 第 292 号 ※ 昭和 46 年 10 月 7 日 19 時 55 分 発

大至急・至急・普通・LTF 発電係

主管 大臣 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長

主管局部課(室)名 米北 1

起案 昭和 46 年 10 月 6 日

起案者 北米米一課長 電話番号 2465

協議先 法規課長

大使 臨時代理大使 在 沖繩 高瀬 総領事 代理 木村外務大臣 臨時代理

電 在 大使 臨時代理大使 報 総領事 代理 件名

土地裁判所関係資料収集(訓令)

国会対策上必要につき、土地裁判所訴原

事案に関する次の文書を可及的速やかに入手の上、
送付ありたい。

1. 裁決が既にあったもののすべてにつき訴原書及び
裁決書のコピー各1部

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二・七一改正)

GB-1

2. 目下訴願係属中のもののすべてにつき訴原書の
コピー各1部

3. 上訴中のもの(伊江村及び那覇市の賃料増額
訴願並びに読谷の漁業補償訴願)につき
~~主訴の文書の写~~ 国防長官あて上訴書の^{コピー}
各1部

13)

GB-3

外務省

注 意

1. 本電の取扱いに慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

28

電 信 写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調
企析調
領
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
長
中
参西東洋
欧 西東
三

近
ア 参書近ア
長
経 次総経国資
源
長 参貿統国
経 参政技一理
協 国企二
長 参条協規
条
長 参政経科
国
長 軍社專
情 参道内外
長
文 一二
長

総 番 号 (T A) 53833
71 年 月 16 日 14 時 50 分 沖 縄 主 管
71 年 10 月 16 日 16 時 54 分 本 省 発 着 米北1

外 務 大 臣 殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

土地裁判所関係資料の送付

为1066号 平 至急
貴電米北1为292号に因り
本件資料送付のため16日午後JL906
便にて臨時パオナ(BL NO. 131-4530
8686)を発送した。

(3)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘 無期限	符号表示 暗 略 平 ※ 第 317 号	※ 総第 27 170 号 ※ 昭和 年 月 日 時 分 発 46.10.27 19.51 ※ 大至急 至急 ・普通・LTF ※ 発電係 574
-----------------------------------	--	--

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 W 参事官 3 北米才一課長 W	主管局部課(室)名 北米才一課 起案 昭和 46 年 10 月 27 日 起案者 W 電話番号 2465
---	--	--

協議先 条約課長 W 法規課長 W 安全保障課長 W
--

在 沖縄 駐米大使 W 臨時代理大使 W 総領事 W 代理 W	あて 福田 大臣 発
---	-------------------

電 在 大使 臨時代理大使 転 報 総領事 代理 あて

件名 **軍用地復元補償実績 (訓令)**

標記実績の通知。布令第60号の13号

第1次補償の1環として行われたことについて

これはまず承知のとおり。右以外の布令20

号に基づき半例として復元補償の実績

について年度別金額 (及び対象となる

(※印欄内は電信課記入)

口合済上通して、
防衛省にも通知した。
(昭和四二・七一改正)

軍用地 右解説軍用地補償) 右訓令の上 を急 類当あり。 137
--

手
済
75

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

総番号(TA) 56496

71年10月29日15時00分

71年10月29日15時2分

主管
沖 総 発 米
本 省 着 米

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

軍用地復元補償実績

第1104号 略 至急

貴電米北/第317号に関し

1. りゆう政法務局調査による実績次の通り。(委細公信)
以下(イ)解放年度(歴年) (ロ)解放面積(つば)
(ハ)ひ害面積(つば) (ニ)請求金額(ドル)
(ホ)補償金額(ドル) (ヘ)未補償面積(つば) (ト)未補償金額(ドル)

(1) (イ) 1961 (ロ) 53,200 (ハ) 50,618 (ニ) 293,625 (ホ) 52,487 (ト) 343 (ヘ) 595,10

(2) (イ) 1962 (ロ) 24,631 (ハ) 22,587 (ニ) 7,735 (ホ) 0 (ヘ) 2,629 (ト) 1,035 (ヘ) 20

(3) (イ) 1963 (ロ) 以下なし

(4) (イ) 1964 (ロ) 42,973 (ハ) 13,739 (ニ) 119,992 (ホ) 349,46 (ヘ) 10,187 (ト) 115,003 (ヘ) 44

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(5) (イ) 1965 (ロ) 110,729 (ハ) 60 (ニ) 91,783 (ホ) 58 (ト) 364,468 (ヘ) 80 (ト) 0 (ヘ) 91,783 (ホ) 58 (ト) 364,468 (ヘ) 80
(6) (イ) 1966 (ロ) 19,161 (ハ) 17,021 (ニ) 67,262 (ホ) 74 (ト) 0 (ヘ) 13,807 (ト) 50,061 (ヘ) 34
(7) (イ) 1967 (ロ) 1,255 (ハ) 820 (ニ) 1,517 (ホ) 30 (ト) 0 (ヘ) 820 (ト) 1,517 (ホ) 30
(8) (イ) 1968 (ロ) 92,811 (ハ) 0 (ニ) 77,340 (ホ) 28 (ニ) 172,956 (ホ) 48 (ホ) 8,369 (ホ) 54 (ヘ) 65,674 (ト) 28 (ト) 142,110 (ホ) 89
(9) (イ) 1969 (ロ) 289,502 (ハ) 143,036 (ニ) 413,308 (ホ) 50 (ホ) 4,250 (ホ) 66 (ヘ) 136,808 (ト) 397,687 (ヘ) 24
(10) (イ) 1970 (ロ) 2,001 (ハ) 762 (ハ) 1,119 (ホ) 262 (ニ) 3,629 (ホ) 44 (ト) 29 (ホ) 3,734 (ホ) 47 (ヘ) 1,106 (ホ) 554

外務省

調 査
企 業 査 査
入 領 査
参 領 旅 査 移

ア 参地中東
長 北 東 西
米 参北北保
長 参北北保
中 参北北保
番 参北北保
欧 参西東洋
参西東
参西東

近 ア 参書近ア
長 次総経国資源
経 参資統三
長 参政技一理
協 国 企 二
長 参参協規
国 参政経科
長 軍社専
情 参道内外
長 一二

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

⑤ (ト) 3,575,548.29⑤

2. 上記数字中未補償面積及び金額は⑤ / 950年6月30日以前の行為に基づく損失であり⑤ 米国に補償義務がないとして却下されたもの。

3. / 965年及び / 970年の請求金額には⑤ 現在審査中で未決定のものが含まれる。

|(了)|

(号0支第)

特秘・極秘・秘・平文・館長符号 (朱印)	※暗略平	※総第 1111 090 号
	※第 308 号	※昭和 年 月 日 時 分 発 46 11 11 17. 23
	大至急・至急・普通・LTF	※発電係

(※印欄内は電信課記入)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管局(部)長 参事官 課長 課長補佐	主管局課名 米北 1 起案 昭和 46 年 11 月 11 日 起案者 電話番号 (係長 米北)
------------------------------------	------------------------------	--

協議先

在 仲蔵 高瀬

大 使
総領事 兼 外務大臣 発
臨時代理

電 在
転 報

大 使
総領事 兼 外務大臣 発
臨時代理

件名

請求権関係の調査 (訓令)

貴信才566号の関し、

冒頭貴信にて送付の資料3及び4の人身及び

財産損害のリスト2より、長年月のわたり未処理の

とみられる23

案件がある(資料3、65年分の14、68年分の8、

資料4、62年分の15、64年分の14、65年分の4)

(昭和四〇・四一 改正)

67年分の56番、68年分の20番、53番、当方至会
対策上必要と、2点の案件、未処理と、
この具体的事情を琉政に照会の上、結果判明
せよとの旨回答あり。

(3)

手配
手配
手配
手配

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

秘密標記(赤色)

秘

第 740 号

昭和 46 年 11 月 18 日

2: (11/20)

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

請求権関係の調査(回答)

引用公・電信
日付・番号

貴電米北/才388号

本件に關し 11月17日付 琉政務局

民事部より回答/部別添送付する。

付属添付 ☒ 付属空便(行) ☐ 付属空便(DP) ☐ 付属郵便(貨) ☐ 付属郵便(郵) ☐

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:

GA-3-1

在外公館

秘

昭和 46 年 11 月 17 日
琉政務局民事部

人身関係

1. (資料3、65年分14番)

請求者 [redacted] (被害者 [redacted])

事故種別 交通事故(死七)

請求額 [redacted]

支払額 不明

1965年12月1日付の民政府書簡
により「本件は海兵隊の管轄外
にあり、ワシントン在米国赤十字本
部へ付託され」と旨通知があ
り、その処理結果については本人
に問い合わせることになっていた。
1970年10月30日に本人に処理
結果について照会したところ回答が
ない。

2. (資料3、68年分8番)

請求者 [redacted] (被害者 [redacted])

GA 6

外務省

要処理
首席参事官
渉外課
源 兼
航空
科学協力
連絡調整
調査
力ナダ



事故種別 大に咬まれ傷害

請求額 [REDACTED]

支払額 未解決

1969年6月10日付で空軍賠償委員会から「傷を負わしめたのは野良犬であって軍要員の飼犬の仕事ではない」との理由で却下されたが、1969年10月2日に再度琉球警察の証明書を添付して再考慮方を請求した。現在まで何らの回答もない。

財産関係

1. (資料4、62年分15名)

請求者 [REDACTED] (8-1名)

事故種別 演習に於きハインの被害

請求額 [REDACTED]

支払額 不明

1970年10月30日に本人に葉書で処理状況を照会したが回答

がない。

2. (資料4、~~64年分~~ 64年分、14名)

請求者 [REDACTED]

事故種別 ホートに於き漁具の破損

請求額 [REDACTED]

支払額 未解決

1965年1月27日米陸軍賠償委員会から査定額 [REDACTED] が提示されたが、被害者側はこれを不満として受領せず。その後米軍側と折衝合いがつかず、現在まで保留となっている。

3. (資料4、67年分56名)

請求者 [REDACTED]

事故種別 交通事故

請求額 [REDACTED]

支払額 未解決

1970年10月30日に本人に葉書

でその処理結果を照会したところ、未だ賠償金を受領していないとのことであるが、1971年3月に文書で高等弁務官あてその処理状況について照会しております。

4. (資料4、68年分20番)

請求者

事故種別 544建設工事による農耕地の被害

請求額

支払額

未解決

上記3、と同様

5. (資料4、68年分53番)

請求者

(81-1名)

事故種別

建設工事による農耕地の被害

請求額

支払額

不明

1970年10月30日に文書で

本人あてその処理結果について照会したが、何ら回答もないので、1971年3月にその処理状況について高等弁務官あて照会しております。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 65681
71年12月12日12時00分 沖縄 発
71年12月14日12時02分 本省 着

外務大臣殿 高瀬大使 臨時代理大使 総領事 代理

開放軍用地に対する補償要求

第257号 平 至急

4日付新報(朝)は、3日地主連合会ヒガ会長等がカトウおきなわ事務局長及びりゆう政マエダ法務局長にそれぞれ面会し、開放軍用地地主に対する生活補償費97万3千ドルを本土政府が支払うよう要請した旨報じている。本件につき4日スズキをして連合会に照会せしめたところ、本件は既に要請した軍用地開放後復元補償が行なわれるまでの間の地主に対する生活補償問題(往信第322号参照)解決の促進を要請したものであり、新しい問題を提起したものではない由。(了)

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調査長
領移
全析調
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中 一
参西東洋
欧 西東三

近ア長経 参書近ア
次総経国資
長 参賀統三
経 参政技一理
協 国企二
長 参参協規
国 参政経科
長 軍社專
情 参道内外
長 参一二

(回覧番号)		外務省電信案 (分類)	
機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示 略 平	※ 総第 1221 117 号	(※印内は電報用記入)
秘 無期限	※ 第 430 号	昭和 46 年 12 月 18 日 18.43	
大至急 至急 普通 LTF		※ 発電係	
大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 長		主管 条 約 課 長	主管局部課(室)名 条 条 起案 昭和 46 年 12 月 21 日 起案者 電話番号 2644 418
協議先		北米第一課長 320	
在 冲繩		大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて 外務 大臣 発	
電 在 報 報		大使 臨時代理大使 総領事 代理 あて	
件名 協定条項に関する調査(訓令)			
往電 299号 及 貴電 1063号 の 関 し、			
本件 の 如 き 場 合 の 補 償 の つ き 外 國			
人 請 求 法 の 適 用 が あ る が 否 か の つ き			
調 査 の 上 至 急 回 電 あ り ま す。(3)			

漢

写 済

54

注 意

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官

務典房

臣官官審審長長

儀総人電厚計

書文会営給

調参企析調

領移参領旅査移

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

参一

総番号(TA) 16925 主管
72年 月 4日 17時55分 沖 綴 発
72年 4月 4日 18時09分 本 省 着 批1

外務大臣殿 高瀬(大使)臨時代理大使 総領事 代理

請求権問題(照会)

第202号 略 至急

1. 4日当地外資系企業より、次の通り照会越した。
(1) 返かん協定4条2項にいう「日本国民」の中に、おきなわ法令に基づいて設立された外資系企業も含まれるか。
● 右企業が100%外資の場合は如何。
(2) 同協定4条2項は、復帰後における請求権の取扱い等の手続きを定めるため日米間で「協議」が行なわれる旨を述べているところ、かかる協議はいつ、どこで行なわれたか、また、行なわれる予定か。
2. ついては、当方回答振り及び特に上記(2)に関し当方心得べき点あらば、何分のぎ至急回電願いたい。
3. なお、上記1. (2)に関しグリーン民政府法務局長は4日ヨコスカに対し、現実問題として4条2項の「手続」に従って解決すべき問題は土地に関するものだけが予想されるところ、現在の土地裁判所が現行の手続き等をそのままにして復帰後も存続することは法的にも考えられないことなので、米側としては、日本側との協議の基礎となる

注 意

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

提案を行なうことさえもちゅうちよしておりの、これまで何らの提案を行なつたこともないと述べていたのので、御参考まで。

(了)

法規課長

協定が4条に基づく対米請求権の処理

47.47

規 條

沖縄のいわゆる外資系企業は従来その活動に関連し

種々の対米請求権を有していると考えられ、その一部は未解決

のまま施政権返還を迎えることが予想される。かかる未解

決の対米請求権と沖縄返還協定が4条に基づく請求権

の処理との関係については、下記の如く考へるべきものと思われる。

記

1. 外国法人たる在沖外資系企業

沖縄のいわゆる外資系企業は、沖縄の法令に基づき

GA-6

外務省

本件ハ、ハルハ沖繩未電ヲ三ニ号ニ對スル四電案作成ノ
參考ニシテ基本的考方ヲ取リマシメタルモノナリ。(谷組鈴木)

設立された現地法人(以下「現地法人」という)及び米国

法人等の外国法人の在沖支店に大別される。後者即ち

外国法人の在沖支店は支店自体としては独立の法人格を

有するものではないか。その外国性は詳述することもないから、

かかる支店の対米請求権が返還協定才4条の枠外で

あることは論を待たない。

2. 琉球法人と日本国民の關係

(1) 法人の国籍については、その設立準拠法によりこれが

決定される(いわゆる設立準拠法主義)というのがわが国の

立場であり、また、米国の立場でもある。設立準拠法主義

を形式的に適用すれば、日本の法令でない法令、例えば

GA-6

外務省

沖繩の法令に基づいて設立された^{沖繩}法人は日本国

籍を有しないことになるが、平和条約第3条という国家間の

特約がもたらした沖繩の特殊な地位を勘案すれば、か

る結論が理論的にも、また、実績に照らしても誤り

であることは明らかである。(いわゆる設立準拠法主義は強行法規範であり、
ないから、国家間の明示ないし黙示の合意により、これを
変更することは何等妨げられないと解される。)

(2) 平和条約第3条は沖繩を米国の施政権下に置く
(就中立法権)

ことを認めたものであり、沖繩の法令が日本の法令と異なる

のは同条の規定の当然の帰結である。他方平和条約

第3条は、起草者の意図及び同条に基づく施政権者たる米国

の従来の実行から明らかな通り、沖繩住民の国籍につ

いては、何等の変更をも予想していない。同条に基づく

施政権者たる米国は沖繩住民の従前の国籍につき

これを変更する措置は何等講じていないし、わが国が沖

繩住民につき外交的支拂と与え得ることは米国もこれを

認めているところであり、更に、かかる米国の立場が沖繩住民

たる自然人と法人とで異なることを考へるべき理由はない。

(3) 以上より明らかな通り、沖繩住民の国籍に関する

平和条約第3条という国家間の特約は法人の国籍に関

する一般原則たる設立準拠法主義^(に優先し、かつこれ)を必要に応じ修正

するものである。従って、^{沖繩}法人なる概念は設立

準拠法を示すものではあっても、「日本法人」、「米国法人」等

の概念の如く、同時にその国籍をも表わす性質のものである

ないと解すべきである。換言すれば、^{沖縄}法人は

平和条約第3条により沖縄が異法地域となっているが

故に日本の法令でない法令に基づき設立されているが

同時に、住民の国籍には手を触れないという同条のもう

一つの側面の故に、その国籍は日本にとどめ置かれ

ているというのが平和条約第3条の正しい解釈である

と思われる。このことは、返還協定第4条に関する合意

議事録が第4条2項及び3項にいう「日本国民」に

沖縄の市町村(^{沖縄}法人)が含まれる旨明らかに

している事実によっても裏付けられるものである。

3. ^{沖縄}法人たる外資系企業の資本構成

一般の^{沖縄}法人が日本国籍を有すると解すべき

ことは以上の通りであるが、返還協定第4条に基づく請

求権の処理に際し当該法人の資本構成に占める外資

の割合は何等かの意味を有し得るかが次に一応問題

となる。換言すれば、わが国は資本面における外国性

の有無に拘らず、わが国の国籍を有する法人については

常に、その請求権を外国政府との間で取り上げ得

るのかということであるが、この点は積極的に解すべき

であるというのが先例の示すところであり(註、バルセロナ

トーション事件に関するICJの1970年の判決)、従って、

返還協定第4条に基づく請求権処理との関係に

おいては、本問題も特に考慮する必要はないと考へられる。

4. 本法の業法等との抵触

最後に、復帰前の沖縄法人たる外資系企業

復帰に際し本法の外資法ないし各種業法等との調

整の問題となるものが考へられる。しかし、一般の

沖縄法人が復帰とともに日本法人になるという特措

法第48条の規定は、この点については別段の例外

を設けていないから、かかる問題をかかえた外資系

企業も復帰とともに日本法人となる点においては

何ら差異はない。(二種の外資系企業は、

特措法第92条2項に定める6カ月の暫定期間内

必要な調整を了すれば、引き続き営業を認められ

これと了した場合は営業停止その他の罰則の適用

を受けるというに過ぎず、いずれにしても、右は法人

としての存続とは別問題である。)

4175

(回覧番号)

外務省電信案 (分類)

電信課長

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示 暗 (略) 平	※ 総第0417 118-001 号
秘 無 期 限	※ 第 113 号	※ 昭和 47 年 4 月 19 日 時 22 分 発
	大至急・至急・普通 LTF	※ 発電係 1124

(※印欄内は電信課記入)

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 アメリカ局北米才一課 起案 昭和47年4月15日 起案者 有地 電話番号 2465
--	-------------------------------	--

協議先

余約課長

法規課長

2721 (4/12ミ)

高橋 大使

臨時代理大使

在 沖縄

あて 福田 大臣 発

総領事

代 理

電 在
転 報

大 使

臨時代理大使

総領事

代 理

あて

件名

請本坂向題 (外資系企業からの照会等)

貴局4202号に因り。

1. 外資系企業からの照会に対し、次の
とおり回答あり。

(1) 協定4条2項にいう「日本国民」に
は、沖縄法令に基づき設立された現地

(昭和四二・七一 改正)

GB-1

2

法人を含むと解せられ、かかる現

地法人たる外資系企業は、資本構成

は、協定にいう「日本国民」に属する
ものか、否かを問うた。この二つの企業の法的地位
は、協定にいう「日本国民」に属する
ものか、否かを問うた。この二つの企業の法的地位
は、協定にいう「日本国民」に属する
ものか、否かを問うた。この二つの企業の法的地位

(2) 協定4条2項にいう「年経」につい

ては、未だ世間的決定を下さるに至つ

ていない。

2. 協定4条2項の「年経」に關し

ては、協定署名後各方より事例に對

し、日米間の協議の基礎とすべき

「年経」は、協定署名後各方より事例に對

し、日米間の協議の基礎とすべき

「年経」は、協定署名後各方より事例に對

し、日米間の協議の基礎とすべき

あり。この點

GB-3

外務省

秘密表示（朱印）
秘
無 期 限

部 数 指 示	発 信 用	執 務 用	備 考
主 信	/	/	
付			
属			

4.7、
付 属 添 付

発 送 日	昭和47年4月20日
処 理 日	
発 信	タイプ
校 査	

文 書 課 長

公 信 案

（分類）

公 信 番 号 米北 第 87 号 公 信 昭 和 47 年 4 月 19 日

大 臣
政 務 次 官
事 務 次 官
外 務 審 議 官
外 務 審 議 官
官 房 長

主 管

アメリカ局長
参 事 官
北米第一課長

起 案 昭 和 47 年 4 月 15 日

起 案 者 電 話 番 号
有 2465

協 議 先

条 約 課 長

法 規 課 長

受 信 者

在 沖 繩 高 瀬 大 佐

発 信 者

福 田 大 臣

写 送 付 先

（希望発送日）

件 名

請 示 取 扱 申 題 （外 資 系 企 業 上 の 照 会 等）

GA-2

19 47

外 務 省

回 覧 番 号

米北 第 87 号
昭和 47 年 4 月 19 日

沖 繩 復 帰 準 備 委 員 会
日 本 国 政 府 代 表 殿

外 務 大 臣

（件名）

請 示 取 扱 申 題 （外 資 系 企 業 上 の 照 会 等）

引 用 公 ・ 電 信
日 付 ・ 番 号

往 復 米 北 1 分 113 号

冒 頭 註 文 上 の 考 査 等 関 係

本 局 へ 文 字 上 の 別 添 1 部 送 付 申 上 せ ば

1 周 年 考 査 等 の 照 会 等 と し て

と し ます。

（※印は文書課記入）

※ 付 属 添 付 ☒ 付 属 空 便 （行） ☐ 付 属 空 便 （D P） ☐ 付 属 船 便 （貨） ☐ 付 属 船 便 （郵） ☐

GA-2-1

外 務 省